

足立区光化学スモッグ緊急時対策実施要領

(目的)

第1条 この要領は、光化学スモッグから区民の健康を守るため、東京都大気汚染緊急時対策実施要綱（オキシダント）（47公監視第6号 昭和47年4月10日 東京都公害局長決定）に定めるもののほか、緊急時の措置に関する当区における必要な事項を定めることを目的とする。

(光化学スモッグ注意報等の受信)

第2条 光化学スモッグ注意報及び警報の発令及び解除の受信は、環境部生活環境保全課（以下「生活環境保全課」という。）及び危機管理部災害対策課（以下「災害対策課」という。）が東京都環境局からのファクシミリ及びメールにより行う。

(緊急時における連絡及び措置)

- 第3条 生活環境保全課は、光化学スモッグ注意報又は警報の発令を受信した場合は、直ちに別に定める連絡体制により関係部課等に連絡し、必要な協力を求める。ただし、閉庁日においては、災害対策課内に生活環境保全課が設置した専用ファクシミリ等を用いて、災害対策課がこれを代行する。
- 2 前項により通報を受けた関係部課等は、関係施設の正面玄関等、区民の見やすい場所に「光化学スモッグ注意報（裏面は警報）発令中」の掲示板又は幕（旗）を掲出し、区民に対して注意を促す。この場合において、掲示時間は、発令の解除、日の入り又は執務時間終了までとする。
- 3 第1項により、通報を受けた一般社団法人足立区薬剤師会会員（以下「協力者」という。）は、会員及び組合員の店舗入口等、区民の見やすい場所に「光化学スモッグ注意報（裏面は警報）発令中」の掲示板又は幕（旗）を掲出し、区民に対して注意を促す。この場合において、掲出時間は、発令の解除又は日の入りまでとする。
- 4 災害対策課は、同課の定める時間の範囲内において東京都環境局より光化学スモッグ注意報又は警報の発令を受信した場合は、直ちに足立区防災行政無線を使用し、地域住民への発令の周知を図る。この場合において、放送文については、別紙のとおりとする。

(緊急時の解除の連絡)

- 第4条 生活環境保全課は、東京都環境局より光化学スモッグ注意報又は警報の解除を受信したときは、別に定める連絡体制により関係部課等及び協力者に連絡する。ただし、閉庁日においては、災害対策課内に生活環境保全課が設置した専用ファクシミリ等を用いて、災害対策課がこれを代行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、日の入後の連絡は、特に区長が必要とする場合を除き行わない。
- 3 災害対策課は、当該課の定める時間の範囲内において光化学スモッグ注意報又は警報の解除を受信したときは、足立区防災行政無線を使用し、地域住民への解除の周知を図る。この場合において、放送文については、別紙のとおりとする。

(被害届の受理等)

第5条 光化学スモッグの被害を受けた者からの届出の受理は、東京都が別に定める「光化学スモッグ被害対策実施要綱」の受理票による。

2 届出の受理は、衛生部保健予防課（以下「保健予防課」という。）及び各保健センターが行う。

（光化学スモッグ学校情報発令及び解除の措置）

第6条 生活環境保全課は、東京都環境局より光化学スモッグ学校情報の発令を受信したときは、別に定める連絡体制により関係部課等に連絡するものとし、当該情報の解除を受信したときについては、第4条第1項及び第2項の規定を準用する。

（協議）

第7条 本要領を変更するときは、政策経営部報道広報課、危機管理部災害対策課及び衛生部保健予防課と協議する。

付 則

この要領は、平成3年6月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成14年4月15日から実施する。

付 則

この要領は、平成14年8月9日から実施する。

付 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成18年7月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成21年6月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成22年5月1日から実施する。

付 則（24足環保発第495号 平成24年11月1日環境部長決定）

この要領は、決定の日から施行する。

付 則（26足足保生発第1号 平成26年4月1日衛生部長決定）

この要領は、決定の日から施行する。

付 則（27足足保生発第21号 平成27年4月1日衛生部長決定）

この要領は、決定の日から施行する。

付 則（28足足保生発第243号 平成28年5月2日衛生部長決定）

この要領は、決定の日から施行する。

付 則（29足環活発第20号 平成29年4月3日環境部長決定）

この要領は、決定の日から施行する。

付 則（31足環活発第139号 平成31年4月1日環境部長決定）

この要領は、決定の日から施行する。

付 則（４足環活発第２４７号 令和４年５月１９日環境部長決定）
この要領は、決定の日から施行し、令和４年４月１日より適用する。

付 則（６足環活発第１８７２号 令和７年３月１９日環境部長決定）
この要領は、決定の日から施行し、令和７年４月１日より適用する。

別紙（第3条、第4条関係）

光化学スモッグ注意報放送文

1 発令時

こちらは足立区役所です。
本日光化学スモッグ注意報が発令されました。
外出や野外での運動はひかえてください。

2 解除時

こちらは足立区役所です。
本日発令中の光化学スモッグ注意報は解除されました。

光化学スモッグ警報放送文

1 発令時

こちらは足立区役所です。
本日光化学スモッグ警報が発令されました。
外出や野外での運動はひかえてください。

2 一部解除時

こちらは足立区役所です。
本日発令中の光化学スモッグ警報は、解除されました。
なお、ひきつづき注意報が発令中ですので、十分注意してください。

3 全部解除の場合

こちらは足立区役所です。
本日発令中の光化学スモッグ注意報、警報は、解除されました。